

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 検討要請

管理コード	090010	プロジェクト名	とちぎ遺伝子治療特区	
要望事項 (事項名)	病院等開設会社による病院等開設 事業	都道府県	栃木県	
		提案事項管理番号	1002010	
提案主体名	医療法人 DIC 宇都宮セントラルクリニック			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

<p>求める措置の具体的内容</p> <p>株式会社による高度医療を提供する病院等開設の特例を活用し、研究開発を行う株式会社が病院等を運営することで、研究成果をいち早く医療現場に提供することを可能とする。</p> <p>具体的には、同特例の開設許可の要件〔厚生労働大臣が定める指針〕③肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療に「アルツハイマー病、パーキンソン病、筋萎縮性側索硬化症」を追記する。又は、⑥その他前各号に類するものとして、アルツハイマー病、パーキンソン病、筋萎縮性側索硬化症の患者に対する遺伝子治療を認めることを求める。</p>
<p>具体的事業の実施内容・提案理由</p> <p>栃木県宇都宮市内に「とちぎ遺伝子治療特区」を創設し、全国に先駆けて遺伝子治療を提供していく。</p> <p>具体的には、株式会社を設立し、株式会社が資金を集め医療機関（遺伝子治療センター）を開設。医療機関は、アルツハイマー病、パーキンソン病、筋萎縮性側索硬化症の患者に対する遺伝子治療を実施。</p> <p>提案理由：</p> <p>わが国の認知症の原因疾患は、アルツハイマー病が最多となり、平成 23 年の調査結果では推定患者総数は 36 万 6 千人と 3 年間で約 1.5 倍にも増えている。この他、パーキンソン病や筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の難病は、遺伝子治療によって完治することが臨床研究や動物実験によって証明されている。しかし、国内では複数の規制により、この医療技術を臨床現場で利用できず、海外にこの医療技術が流出している。例えば、台湾ではこの医療技術を用いた AADC 欠損症の治療が行なわれている。遺伝子治療の経済効果は、例えば、パーキンソン病の場合、現行の深部脳刺激（DBS）と同等の効果があり、薬剤量が 55.9%減少し年間 22 億円の薬剤費減少になると試算できる。また、アルツハイマー病と ALS では、1 回の腰椎穿刺の投与のみで治療効果が期待できるため、さらなる医療費抑制効果が期待できる。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 検討要請

管理コード	090020	プロジェクト名	とちぎ遺伝子治療特区	
要望事項 (事項名)	先進医療の審査等の特例		都道府県	栃木県
			提案事項管理番号	1002020
提案主体名	医療法人 DIC 宇都宮セントラルクリニック			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>遺伝子治療の先進医療としての審査を迅速化し患者ができるだけ早期に遺伝子治療を受けられるようにする。</p> <p>例えば、国家戦略特区での先進医療の評価の流れと同様に本特区内での遺伝子治療について、特別事前相談、先進医療技術審査部会と先進医療会議の合同開催等により、申請後から概ね3ヶ月以内で先進医療の実施を可能にすることを求める。又は、最先端医療迅速評価制度（仮称）の下、本年秋頃を目途に整備される専門評価体制で遺伝子治療を扱うことを求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>栃木県宇都宮市内に「とちぎ遺伝子治療特区」を創設し、全国に先駆けて遺伝子治療を実施する。</p> <p>具体的には、特区内の医療機関において臨床研究中核病院等と同水準の体制を確立し、医療水準の高い国で承認されている医薬品等と同様の扱いとして遺伝子治療の評価を速やかに開始できるようにする。</p> <p>提案理由：</p> <p>わが国の認知症の原因疾患は、アルツハイマー病が最多となり、平成23年の調査結果では推定患者総数は36万6千人と3年間で約1.5倍にも増えている。アルツハイマー病の他、パーキンソン病や筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の難病は、遺伝子治療によって完治することが臨床研究や動物実験によって証明されている。台湾では、この医療技術を用いたAADC欠損症の治療が行なわれて良好な成績を示している。また、遺伝子治療の安全性については、（アデノ随伴ウイルスベクターを用いた）論文で証明されており、安全性に問題があったという報告はない。このように遺伝子治療は一定の安全性と効果が示されている。</p> <p>遺伝子治療は、未だ保険診療として認められておらず、多くの難病の患者が国内で治療を受けるためには、将来的な保険導入に向けた評価を行う先進医療への速やかな承認が必要である。</p> <p>しかし、現在、先進医療の承認を受けるには事務局との事前相談に始まり、先進医療技術部会、先進医療会議の審議を経るため、事前相談を含めると8～9ヶ月の期間を要している。そのため、安全性の評価の得られる遺伝子治療については、審査期間を短縮することが必要である。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 検討要請

管理コード	090030	プロジェクト名	女性活用・子育て・介護支援特区	
要望事項 (事項名)	保育・介護施設を相互に用途変更する場合の施設整備に係る補助金返還の制限の緩和	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1005030	
提案主体名	荒川区			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第13条に規定される、処分制限財産（不動産）の緩和</p> <p>厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準 第3の2（1）③に規定される要件の緩和</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>住民の年齢構成の変化に伴う施設の需要の変化に対して、柔軟な対応を可能とするために、保育・介護施設の設置時に交付された補助金を返還することなく、保育・介護施設を相互に用途変更等を行えるようにする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>女性が社会で活躍する上で、子育てや介護による負担が大きな障害となっている。これらの負担を軽減する保育サービスや介護サービスは、住民の年齢構成の変化に伴い、将来的にニーズが移り変わっていくと考えられる。その時々に応じた住民サービスを提供するためには、柔軟な施設の用途変更が必須であるが、現行では当該施設の設置時に交付された補助金の返還が求められ、事実上、用途変更が容易に出来ない状況となっている。当該補助金を返還することなく、保育・介護施設の相互の用途変更を可能とすることで、女性が仕事と家庭を両立しやすい環境づくりを柔軟に進めることができる。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 検討要請

管理コード	090040	プロジェクト名	女性活用・子育て・介護支援特区	
要望事項 (事項名)	保育所を活用した「園ナカ」ビジネスの展開を可能とする基準の整備	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1005040	
提案主体名	荒川区			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	児童福祉法第56条の3第3号の除外
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>保育所の敷地内において、保育事業者による物販や生活サービスの提供等の営利事業の展開を行う。</p> <p>【展開理由】</p> <p>女性が社会で活躍する上で、子育てと家事による負担が大きな障害となっている。とりわけ働きながら子育てをする女性にとって、保育園の送迎時間、家事に係る時間が大きな負担となっている。保育園内で保育事業者が物販等を可能にすることで、特に平日において、必要な日用品の購入等に係る時間を節約でき、子育てしやすい環境づくりを推進することができる。</p> <p>また、保育園を運営する事業者の経済的な負担も軽減できることから、保育サービスの向上も期待できる。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 検討要請

管理コード	090051	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	精神病床から一般病床への転用	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1012010	
提案主体名	豊川市民病院			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>一般病床の慢性的な満床状況を、未稼働である一部の精神病床を一般病床として有効活用することにより改善し、救急入院患者の安定的な受入体制等を確保する。</p> <p>緩和・廃止を求める規制は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療計画で定める基準病床数を超えた病床数の整備（医療法7条の2、30条の4） ・県知事の許可を得ている病床種別の一部を異なる種別の病床（精神病床→一般病床）として利用（医療法7条）
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>現有の2つの精神病棟のうち、1棟を精神病床と一般病床の複合病棟とし、救急入院患者の安定的な受入れのために活用する。</p> <p>一般病床の慢性的な満床状況に鑑み、入院を要す救急患者の受入体制を整備するため、精神病棟から一般病棟への転用が実現するまでの間、常時稼働していない精神病床の有効活用を図る。</p> <p>なお、病院開設許可における病床種別は精神病床のままとし、当該複合病棟の設置に当たっては、病棟内に併存する精神病床と一般病床を明確に区分し、物理的に遮断可能な病棟構造とする。</p> <p>過去の類似提案事例では、①精神と一般の複合病棟による看護体制、②増床に伴う医師数増加による他医療機関への影響、③地域内の受入れ可能な他医療機関の状況などが、問題・課題とされている。</p> <p>今回の提案では、これら3点について、次のように対応する。</p> <p>①については、当院の一般病棟に適用される7：1看護基準を満たした配置数とし、一般の患者については他病棟と同等、精神については手厚い看護が可能となる。</p> <p>②については、この提案が医師数に影響を及ぼすことはないものとする。</p> <p>③については、隣接する東三河北部医療圏からの医療依存度が43.9%（h21.6 愛知県調べ）である状況の中、当院は当該医療圏に隣接し多くの受入れ実績があり、特に救急搬送患者などは他医療機関での患者受入れが、し難い立地にある。</p> <p>なお、現在、3次救急病院の指定に向け万全の体制整備に取り組んでいる。</p> <p>この提案では、既存施設の有効活用を図ることにより、一般病床の慢性的な満床状況が改善でき、かつ、緊急を要する救急患者の受入に寄与できるものとする。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 検討要請

管理コード	090052	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	診療報酬の支払いに関する要件緩和	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1012011	
提案主体名	豊川市民病院			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>一般病床の慢性的な満床状況を、未稼働である一部の精神病床を一般病床として有効活用することにより改善し、救急入院患者の安定的な受入体制等を確保する。</p> <p>緩和・廃止を求める規制は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1病棟内に一般病床と精神病床を混在させる（診療報酬における病棟の概念）
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>現有の2つの精神病棟のうち、1棟を精神病床と一般病床の複合病棟とし、救急入院患者の安定的な受入れのために活用する。</p> <p>一般病床の慢性的な満床状況に鑑み、入院を要す救急患者の受入体制を整備するため、精神病棟から一般病棟への転用が実現するまでの間、常時稼働していない精神病床の有効活用を図る。</p> <p>なお、病院開設許可における病床種別は精神病床のままとし、当該複合病棟の設置に当たっては、病棟内に併存する精神病床と一般病床を明確に区分し、物理的に遮断可能な病棟構造とする。</p> <p>過去の類似提案事例では、①精神と一般の複合病棟による看護体制、②増床に伴う医師数増加による他医療機関への影響、③地域内の受入れ可能な他医療機関の状況などが、問題・課題とされている。</p> <p>今回の提案では、これら3点について、次のように対応する。</p> <p>①については、当院の一般病棟に適用される7：1看護基準を満たした配置数とし、一般の患者については他病棟と同等、精神については手厚い看護が可能となる。</p> <p>②については、この提案が医師数に影響を及ぼすことはないものとする。</p> <p>③については、隣接する東三河北部医療圏からの医療依存度が43.9%（h21.6愛知県調べ）である状況の中、当院は当該医療圏に隣接し多くの受入れ実績があり、特に救急搬送患者などは他医療機関での患者受入れが、し難い立地にある。</p> <p>なお、現在、3次救急病院の指定に向け万全の体制整備に取り組んでいる。</p> <p>この提案では、既存施設の有効活用を図ることにより、一般病床の慢性的な満床状況が改善でき、かつ、緊急を要する救急患者の受入に寄与できるものとする。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 検討要請

管理コード	090070	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	食品衛生管理者の資格要件の緩和	都道府県	長野県	
		提案事項管理番号	1015010	
提案主体名	長野県			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>食品衛生法で規定されている食品衛生管理者の資格要件に管理栄養学課程を修め卒業した者を追加する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>食品衛生法の規定により、ハム、ソーセージなどの食肉製品を製造する営業にあっては、施設ごとに食品衛生管理者を置かなくてはならないとされている。</p> <p>法第 48 条第 6 項第 2 号に定める食品衛生管理者の資格要件として、医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学等の課程を修め卒業した者が規定されている。しかし、これら要件を満たす者を確保することは難しい状況であり、資格要件に管理栄養士養成課程を修め卒業した者を追加することにより、食肉製品製造業への参画が容易になり、ジビエ振興の推進を図ることができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>長野県においては、野生鳥獣による農林業被害が深刻であり、これらの対策が喫緊の課題である。長野県ではジビエ振興に力を入れているが、県内において食肉製品製造業に従事する食品衛生管理者はわずか 56 名であり、食品衛生管理者の人材不足がジビエ振興を妨げる要因の一つになっている。</p> <p>食品衛生法施行令第 9 条で定められる食品衛生監視員の資格要件に栄養士が含まれていることから、食品衛生管理者においても管理栄養士課程を修め卒業した者が一定程度担保できるものとする。</p> <p>また、管理栄養学課程は全国各地に教育機関があり、県内にも設置されているため、人材確保が容易になる。そのため、ジビエを食肉としてだけでなく、食肉製品に加工する営業に参入しやすくなり、ジビエ振興につながる。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 検討要請

管理コード	090080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	雇用調整助成金申請時の書類の簡素化	都道府県	長野県
		提案事項管理番号	1015040
提案主体名	長野県		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

<p>求める措置の具体的内容</p> <p>雇用調整助成金の申請に必要な計画届を不要とし、対象期間の実績で支給要件をみたしているかを判断する。</p>
<p>具体的事業の実施内容・提案理由</p> <p>【実施内容】 事前の計画が立てにくい宿泊業に限定し、雇用調整助成金の受給要件である「休業等実施計画届」（以下「計画届」という。）の事前提出を不要とすることにより、助成を必要とする事業者が申請しやすくする。</p> <p>【提案理由】 雇用調整助成金の受給に当たっては、休業等を行う前に休業予定日数等を記載した計画届の提出が必要とされているが、旅館業の場合、売上げは天候や景気などに大きく影響されるほか、宿泊予約が1週間前程度に集中することから、事前に客室の稼働状況を予測した上で休業予定日数等を設定するのは困難である。そのため、計画届を作成できないことを理由に、事業者が受給申請を断念することがありうる。 結果的に休業せざるを得ない場合に助成金を支給することは、継続雇用につながるものと考えられる。</p> <p>【代替措置】 休業等の事後に実績を届け出ることとする。事後であっても帳簿等から対象者の出勤状況を把握すれば、助成金の受給要件を満たしているかを判断でき、さらに、必要に応じて今後の再建計画の提出等を求めることにより、助成金の適正な運用を担保できると考える。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 検討要請

管理コード	090090	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	有料職業紹介事業免許の取得に関する資産要件の緩和	都道府県	長野県	
		提案事項管理番号	1015050	
提案主体名	長野県			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	有料職業紹介事業免許の取得に必要な資産要件について、地域を限定して廃止する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】 有効求人倍率の低い地域に限定し、有料職業紹介事業参入の資産要件を廃止することで、求職者の雇用機会の拡大を図る。 具体的には、創業期の事業所に限定して、資産、預貯金額の要件を廃止し、参入しやすくすることにより、求職者、求人企業とも「顔の見える」オーダーメイドの職業紹介を実施できるようにする。</p> <p>【提案理由】 創業期の企業が有料職業紹介事業を行う場合、新たな発想による効果的なマッチングが期待できるが、事業の許可要件（資産 500 万円以上、預貯金額 150 万円以上）により参入が難しい。 有効求人倍率が伸び悩む地域においては、産業の活性化は当然に必要であるが、従来の発想にとらわれない新たなアイデアによる雇用のマッチングも、一定の効果が見込まれる。 そのため、有効求人倍率が全国平均よりも低い地域に限定した有料職業紹介事業においては、創業期の企業が参入しやすいよう、資産要件を廃止する。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 検討要請

管理コード	090100	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	非農林漁業者の農林漁業体験民宿 開業に係る旅館業法の規制緩和	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1018020	
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>過疎法に基づく過疎地域がある市町において、非農林漁業者（NPO法人など地域外の者も含む）が、農林漁業者が運営する農家民宿と同じ目的で、集落の農家等の協力を得ながら農林漁業体験民宿を開設するにあたり、市町が事業者とともに、消防法については消防署、旅館業法については保健所に事前確認し、宿泊者安全性等（消防・保健衛生・特例の必要性）の確保ができると市町が認めたものについて、農林漁業者と同様の旅館業法の特例を認めること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林漁業者が運営する農林漁業体験民宿は、客間一間（33㎡未満）でも旅館業（簡易宿所）の許可を受け、開業が可能となり、建築基準法や消防法でも規制が緩和され、最小限の増改築で民宿を開業することができる。 ・ 一方、非農林漁業者でも農林漁業体験民宿の開業が認められるようになったものの、客室延べ床面積 33㎡未満の場合、開業不可で農林漁業者と同様の規制緩和の適用を受けられない状況である。 ・ 過疎化、高齢化が進む多自然地域においては、空き家の増加など地域の活力低下が喫緊の課題となっており、都市住民との交流により地域活性化を図る動きがあるなか、空き家を活用した農林漁業体験民宿開業もその一つであるが、集落内の農林漁業者は少人数の上、高齢化が進行し、運営が困難な状況である。 ・ また、非農林漁業者であっても農林漁業体験民宿の開設目的や自宅等の改修に伴う生活への支障があることについては農林漁業者と何ら変わるものではない。 ・ そこで、非農林漁業者に対して、農林漁業者と同様の旅館業法の特例を認めることにより、NPO法人など外部の運営主体による農林漁業体験民宿の開設が可能となる。 ・ また、市町が事業者とともに、消防法については消防署、旅館業法については保健所に事前確認し、宿泊者安全性等（消防・保健衛生・特例の必要性）について確保ができると市町が開設時に認めるとともに、開設後も継続的に指導することにより「宿泊者の安全確保」を担保する。

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 検討要請

管理コード	090110	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	臨床研修医定員枠の決定権限の県 への移譲	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1018030	
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>都道府県が地域の政策的必要性も勘案し臨床研修医の定員配分を調整できるよう、定員枠の決定権限を都道府県に移譲すること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県全体の臨床研修医の定員枠及び各病院の定員枠は国が決定しており、へき地の臨床研修病院の受入定員枠は実績ベースで絞られている中で、へき地所在病院への定員配分が実質的に困難である。 臨床研修病院の指定及び研修医の受入定員調整について、都道府県が地域事情や政策的必要性も勘案して受入枠を設定できるようにすることにより、地域の医師不足の解消につなげることができる。

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 検討要請

管理コード	090120	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	医師修学資金制度による養成医師に係る臨床研修受入の別枠化及び臨床研修医の定員の弾力化と人事配置権の規制緩和	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1018040	
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>臨床研修医の定員枠の決定権限について都道府県への移譲が認められるまでの間は、へき地に所在する臨床研修病院へ誘導するための手法として、個々の臨床研修病院の定員枠について、都道府県が地域の政策的必要性も勘案し調整できる権限を拡大するよう、制度を変更すること。(詳細は右記のとおり)</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①医師修学資金制度による養成医師にかかる臨床研修受入の別枠化 臨床研修病院が受入可能な範囲内で、修学資金制度による養成医師については臨床研修医定員の別枠として取り扱えるようにすること。</p> <p>②臨床研修医の定員の弾力化と人員配置権の規制緩和 都市部病院とへき地病院が連携して策定する研修プログラムへの参加希望者が定員を上回った場合に、その超過定員分を県内の他の研修プログラムへの定員調整分として扱えるようにすること。</p> <p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の医学部入学定員の緊急臨時的増員も含めた、いわゆる地域枠出身の臨床研修医も各病院の定員の内数として処理されているため、へき地等における医師不足病院において、現状以上の臨床研修医数の確保が困難。 ・ 医師修学資金制度の仕組みにより、へき地で勤務すべき医師は増えているが、へき地の臨床研修病院の受入定員枠は実績ベースで絞られてきている。 ・ 臨床研修病院の指定及び研修医の受入定員調整について、都道府県が地域事情や政策的必要性も勘案して受入枠を設定できるようにすることにより、地域の医師不足の解消につなげることができる。

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 検討要請

管理コード	090130	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	保育所型認定こども園の有期認定 規定の廃止	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1018050	
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	内閣府 厚生労働省 文部科学省
-------------	-----------------------

求める措置の具体的内容	<p>保育所型認定こども園のみ期限（5年を超えない範囲内）を定め認定することとされている規定を廃止し、当該保育所の更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図ること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ H25.4.1 現在兵庫県下41市町のうち待機児童がある市町は11市町で、約3/4の市町には待機児童がいないことから、いわゆる潜在的待機児童があることを考慮しても、一律に保育需要の増加を見据えて有期認定とする必要はない。 ・ 加えて、今後ますます少子化が進行すれば、保育需要の減少が見込まれており、当該規定は必要性が乏しい。 ・ 認定こども園として運営できないほど保育需要が増加するのであれば、その時点で設置者が認定こども園を廃止し、保育所に戻すことで対応が可能。 ・ 平成27年度からの実施が見込まれる子ども・子育て支援新制度では、保育所単体として保育所型認定こども園だけでなく幼保連携型認定こども園に移行することも可能であるが、幼保連携型認定こども園は有期認定規定の対象とならないこととされており、保育所型認定こども園だけが有期認定の対象となることは整合性に欠ける。

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 検討要請

管理コード	090140	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	私立保育所における3歳未満児に 対する給食の外部搬入の実施	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1018060	
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>公立・私立を問わず保育所の適切な運営を図るため、公立保育所が給食の外部搬入を認められている地域では、私立保育所でも満3歳に満たない児童に対して給食の外部搬入を可能とすること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<ul style="list-style-type: none"> 公立保育所では、特区認定により満3歳に満たない児童の食事の外部搬入が認められている一方で、私立保育所では認められておらず、公立保育所とのバランスを欠く。 私立保育所で給食の外部搬入が可能となることで、保育所運営の合理化に向けた選択肢が広がり、効率化が進む可能性がある。 平成24年に行われた構造改革特区評価・調査委員会による調査では、「公立保育所における給食の外部搬入実施により、保育士の加配、延長保育の充実、保育料の軽減等、保護者の望む保育の提供に繋がっている」ことが確認されている。

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 検討要請

管理コード	090150	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	救急救命士が超音波画像の撮影を行うことを可能とする措置	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1019010	
提案主体名	インフォコム株式会社			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

<p>求める措置の具体的内容</p> <p>【救急救命士の医療行為拡大】 救急搬送時、災害・多重事故時など、救急救命士が超音波検査機器の撮影を行える措置を求める。</p> <p>現在、医師の指示を受けて救急救命士が行える救急救命処置は限られている（厚生労働省通知 平成四年三月十三日 指第十七号「救急救命措置の範囲等について」等）。この対象範囲を広げるなどして、救急救命士が超音波検査機器の撮影の上、搬送先病院へ伝送できるようにしたい。</p>
<p>具体的事業の実施内容・提案理由</p> <p>(実施内容) 映像伝送システムを実装している地域（宮崎県日向市、広島県広島市）において、救急車に搭載した超音波検査機器を用いて、医師の指示の元に救急救命士が体内の状態を撮影し、病院へ伝送する。病院ではその映像を参考に受入準備等を行う。 また、救急現場での救急救命士による超音波検査の有効性を検証し、併せて地方公共団体や医療機関などから成る協議会を設置し、運用の標準化について検討を行う。</p> <p>(提案理由) 現在、救急の現場では、救急患者が搬送先病院に到着後、超音波検査機器を医師や技師が操作して、患者状態を把握している。 一方、昨今の技術向上で、生体情報（心電図、血圧、呼吸数、脈拍など）のモニター画面を遠隔地から病院へ伝送することが可能となり、一部の地域ではカメラと映像伝送システムを救急車などに搭載し、病院へ患部や生体情報モニター画面の映像データを伝送して、搬送中にリアルタイムで傷病者の容態を病院へ伝えている。これにより搬送先病院では、傷病者の傷や容態を搬送中に把握できるため、搬送方法や応急処置の指示、搬送後の的確な準備が可能となっており、搬送から医師による処置までの時間が短縮される。</p> <p>上述の画像伝送に加え、現行では認められていない救急救命士による超音波検査・画像伝送が可能となれば、心筋梗塞、腹腔内出血などの傷病や周産期の胎児の状況など、医師が把握できる疾病者の状態の範囲が広がり、救急患者の救命率をあげる事が可能になる。</p> <p>今後、映像伝送装置を搭載している救急車の増加に合わせて超音波画像も同時に病院へ伝送することで、より多くの人命を救うことが可能となる。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 検討要請

管理コード	090160	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	東洋医学を利用した施術の保険外 併用療養の許可・拡充	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1026010	
提案主体名	株式会社パソナふるさとインキュベーション			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	安全性の担保がなされた東洋医学の施術について保険外併用療養を認める。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】 主として鍼灸・漢方・アーユルヴェーダ（インドの伝統療法）といった東洋医学のカテゴリに分類される医療について、保険外併用療養を認めていただきたい。 診療の際には安全性を担保するため、各国における歴史・普及の度合い・過去の事故等の実績等を精査し、既存の病院・医師の確認を得たものについてのみ保険外併用療養の対象とする。また、国内外から当該医療における経験者・有識者の召喚や、淡路市における教育・研修を行う。 現行では一部の漢方が保険診療となっているが、基本的に東洋医学に分類される医療については保険診療との併用は認められていない。このため、保険診療と並行して東洋医学による診療を行う場合、本来保険診療となる部分についても患者に全額自己負担を強いることになる。</p> <p>【提案理由】 兵庫県淡路市は市内全域が過疎地域として指定されており、高齢化率も30%超と、過疎高齢化の進む地域といえる。このような状況を逆境とせず、高齢者にとってすごしやすい街とし、国内外からより多くの高齢者が集まってくるような環境、事業を構築したい。それにより淡路市を「健康長寿世界一の村（街）」として国内外にPRを行っていきたい。健康長寿世界一を目指すための事業として、世界の医療サービスを受けられる場所を作り、まずは交流人口の増加を目指して世界からのメディカルツーリズムによる観光客誘致を行う。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 検討要請

管理コード	090170	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	海外医師免許保有者等による施術 の許可	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1026020	
提案主体名	株式会社パソナふるさとインキュベーション			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>海外において医師免許や鍼灸に相当する資格を取得した者に、保有資格に対応した施術を認める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】 海外において医師免許、はり師免許、きゅう師免許又はあん摩マッサージ指圧師免許に相当する資格を取得している医師等が、淡路市「健康長寿世界一の村」に限定して、保有資格に対応した施術を行うことを可能としたい。 現行では日本国内において医業をなすには日本国内における医師免許を取得する必要がある。また、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業としようとする者はそれぞれあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受けなければならない。</p> <p>【提案理由】 淡路市が「健康長寿世界一の村」となることを目指し、西洋医学に加えて東洋医学も複合的に活用した診療（統合医療）を行っていく際に、質が高く安心安全な診療としていくためには、より経験のある医師（もしくは施術者）が治療を行う必要がある。 海外において医師免許や鍼灸の資格を取得し、専門知識と豊富な経験を持つ専門家による質の高い診療を実現することにより、国内外からの患者の訪問が増え、事業として拡大を行っていくことで、結果として本事業におけるスタッフや周辺産業における地元の雇用の創出にも繋がるものと考え。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 検討要請

管理コード	090180	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	職業訓練法人設立の調理師養成施設での外国人留学生受入要件の緩和	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1003010	
提案主体名	職業訓練法人 東京都調理職業訓練協会			

制度の所管・関係府省庁	法務省 厚生労働省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>職業訓練法人設立の調理師養成施設においても、学校法人等で外国人留学生を受入れる場合と同等の要件により在留資格「留学」での外国人留学生受入れを可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>日本国内に限らず世界中から日本食を学びたいという学生を受入れ、日本食の技術・知識を身につけさせ、学生の本国において正しい日本食を普及させることを目的とする。ニーズにおいては、既存の調理師養成施設において外国人を受入れている現状や和食が世界遺産に登録されたことから、今後増大するものとする。</p> <p>しかし、学校法人等が設立する調理師養成施設や職業訓練法人が設立する職業能力開発短期大学校においては、「留学」の在留資格を取得のうえ、受入れることが可能である一方で、同様の事業を行う職業訓練法人が設立する調理師養成施設では「留学」の在留資格を取得できない。この取扱は一貫性がなく、また規制をかける合理的理由もないと考えるため、職業訓練法人が設置する調理師養成施設についても前者の施設と同様の取扱を求める。</p> <p>本提案に至る経緯は、海外から当法人に留学生を受入れて欲しいとの打診があり、当法人が併設する職業能力開発短期大学校にて在留資格「留学」又は「研修」により外国人を受入れることも検討したが、当大学校は事業内職業訓練校であり、東京都より当法人の会員企業の従業員でないと受入れることは出来ないとの指導があった。また、当大学校は生徒から授業料の徴収を禁止されており、職業訓練法人の会員企業の会費・寄付で運営されることから、金銭的負担より、海外企業が会員となることは難しく、また当法人が幅広く人材を確保出来ないことから、職業訓練法人が設立する調理師養成施設での受入れを目指し本提案に至った。</p> <p>なお、法務省に相談を行ったところ、担当レベルではあったが、一法人の要望で法務省が動くことはないとの明確な拒否回答があった。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第25次 検討要請

管理コード	090190	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	外国人留学生の就学ビザの滞在期間延長	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1026030	
提案主体名	株式会社パソナふるさとインキュベーション			

制度の所管・関係府省庁	法務省 厚生労働省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>留学が在留資格である者が就学中に就労するときに受ける資格外活動の許可を不要とし、卒業後インターンシップを継続している場合、在留資格変更許可を受けることなく、在留資格が「留学」のままインターンシップと就職活動を行えるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【提案内容】</p> <p>①在留資格「留学」での資格外活動の際に必要な許可を不要とする。</p> <p>②学校の卒業後インターンシップを継続している場合は、在留資格変更許可を受けることなく、在留資格「留学」のままでインターンシップと就職活動を可能とする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>兵庫県淡路市岩屋地区にグローバルBP0センターを設立し、地域の雇用創出を行っていくべく調整中だが、グローバルBP0センターの業務として、海外からの受電対応や翻訳業務などを行っていく想定をしている。またBP0センター以外にも周辺エリアにおいて「国際村」と銘打って、外国人の生活環境・教育環境の整備や外国文化に関する商業施設の設置を計画している。その中で、留学生が就学中にインターンシップとしてBP0センターおよび国際村の教育施設や商業施設にて就労し、また学校卒業後も就職活動と平行して継続したインターンシップを、地域・受入企業を限定することで、煩雑な手続きなく行っていける形を検討したい。</p> <p>【規制緩和での効果】</p> <p>昨今キャリア教育の一環としてインターンシップを単位認定する大学等も多いが、日本での就業を望む外国人留学生には、日本人以上に手厚く就業体験を積ませる必要がある。学校・企業の協力により、卒業後も長期的にインターンシップ教育を受けられる状態を認めていただき、インターンシップまたはそれに準ずる労働に関する手続きを緩和することでOJTとして留学生を受け入れる企業の増加が見込める。それにより留学生が職業経験を長期的に積むことができる体制ができれば、即戦力として企業に入社できる外国人が増え、ひいては日本企業の国際競争力の向上にも資するものになると考える。</p>